

# 鳥取県グリーン商品 認定事業者の手引き



平成30年3月

鳥取県商工労働部産業振興課

## 鳥取県認定グリーン商品の概要

鳥取県では、循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造され、または加工され、県内外で販売される商品、または既に販売している商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定しています。

### <認定要件>

#### (1) 基本的事項

- 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている県内の事業所で製造され、又は加工されること。
- 申請時においてすでに販売されており、又は申請から6ヶ月以内に販売されるのが確実であること。
- 当該商品に適用される関係法令等を遵守していること。

#### (2) 安全性への配慮

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。
- 商品について下記の基準に適合していること。
  - ▶ 販売等にあたり溶出試験結果等の基準がある場合は、その基準に適合していること。
  - ▶ 上記以外の場合は、溶出試験結果が環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。

#### (3) 規格等

次のいずれかの規格に適合しているか、又はこれらに準じたものであること。

日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、エコマーク商品認定基準、グリーン購入法第6条に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める判断の基準及び配慮事項、鳥取県土木工事共通仕様書、その他公的な機関が定める品質等の基準 等

#### (4) 循環資源の利用

- 原材料として利用する循環資源の県内調達率が、下記の率以上であること。

間伐材	木くず	がれき類	動植物性残さ	樹皮	ガラスくず	その他
70%	70%	60%	60%	50%	40%	できる限り高い率

※ただし、既存の認定商品に類似の機能、構造、特性等を有するものがないグリーン商品及び県内で発生する廃棄物等を県外で処理した際に発生する循環資源については、この限りでない。

- 品目ごとに鳥取県グリーン商品認定要綱（以下「要綱」という。）別表3に定める率の循環資源を原材料として利用していること。

## 認定後の取扱い

### 1. 認定商品の公表

認定された商品については、申請書等の記載内容を県のホームページ上に掲載します。掲載内容に変更・修正等が生じた場合は、県へ御連絡ください。

➤ 鳥取県認定グリーン商品と認定制度 <http://www.pref.tottori.lg.jp/green>

### 2. 認定期間

認定の有効期間は、認定の日から3年間です。更新を希望される場合は、事前に認定更新の手続きが必要です。

### 3. 認定要件適合状況等の報告

認定事業者は、毎年度の認定商品の認定要件への適合状況等を、翌年度の4月末までに県へ報告しなければなりません。

### 4. 認定商品の表示

認定商品には、鳥取県認定グリーン商品であること、及び認定マークを表示することができます。

#### 鳥取県認定グリーン商品表示要領（抜粋）

第2条 認定表示は、認定商品又は認定商品に係る容器、包装、説明書、広告等の消費者が識別しやすい場所に、次の文字又はマークを記載することにより行うものとする。

(1) 「鳥取県認定グリーン商品」の文字

(2) 別記の規格によるマーク（以下「認定マーク」という。）

2 何人も認定商品以外の商品に、認定商品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。



【認定マーク】

### 5. 書類の保存

要綱に基づいて行う申請、届出又は報告の際に作成した関係書類を当該申請、届出又は報告の日から3年間保存してください。

### 6. 認定の取消し

次のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことがあります。

(1) 認定商品が、認定要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が、事業を継続することができなくなったとき。

(3) 認定事業者が、偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。

(4) 認定事業者が、認定要件適合状況等の報告をせず、又は虚偽の報告を行ったとき。

## 認定要件適合状況等の報告

認定事業者は、各年度における認定商品の認定要件への適合状況等について、認定要件適合状況等報告書（様式第6号）を、翌年度の4月末までに、県に提出する必要があります。なお、報告書に記載された内容については、県のホームページで紹介させていただく場合があります。

## こんな時には？

### 1. 認定の有効期限が近づいてきたときは

認定の更新を希望するときは、有効期限の1月前までに、更新申請書（様式第3号）を提出してください。

➤ 添付書類：認定要件の適合状況を証する資料、認定証（原本）

更新を希望されない方（有効期限までに更新申請を行わなかった方）については、有効期間の終了後、認定を廃止します。

### 2. 申請書に記載した内容に変更があるときは

認定に係る申請事項のうち認定要件に係る事項等に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、変更届出書（様式第4号）を提出してください。

➤ 添付書類：認定証記載事項に変更がある場合は、認定証（原本）

<届出が必要な変更事項>

- 認定事業者に関する事項：住所（所在地）、氏名（名称）、代表者氏名
- 認定商品に関する事項：商品名、循環資源の県内調達率、循環資源の利用割合、製造・加工事業所の名称及び所在地、その他商品の性状・品質に影響を及ぼす製造工程、原材料等の変更

※循環資源の変更など、変更により商品の性状・品質・用途等が大きく異なる場合は、新規認定の対象となる場合がありますので、あらかじめ県にご相談ください。

### 3. 認定を廃止したいときは

認定の廃止を希望するときは、認定廃止申請書（様式第5号）により申請してください。

➤ 添付書類：認定証（原本）

## 認定商品の普及啓発の取組

### 1. 鳥取県リサイクル製品販売促進事業補助金

認定商品を県外展示会等に出展する際の経費及びフォローアップに係る経費について、1商品につき1展示会等に限り助成しています。

### 2. 県における率先的な使用

鳥取県は、認定グリーン商品を「鳥取県グリーン購入調達方針」などに盛り込んで、可能な限り率先して調達することとしています。

また、県が発注する建設工事等に使用するリサイクル製品には、認定グリーン商品を優先的に選定することとしています。

## 認定要綱・表示要領・各種様式

「鳥取県グリーン商品認定要綱」、「鳥取県認定グリーン商品表示要領」及び各種様式は、県のホームページに最新版を掲載していますので、ご確認ください。

各種様式はワードファイル及びPDFファイルでのダウンロードが可能です。

- 鳥取県認定グリーン商品と認定制度（要綱・要領・申請様式）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/48107.htm>

### <鳥取県グリーン商品認定制度に関する問合せ先>

鳥取県 商工労働部 産業振興課 次世代産業担当

住 所： 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電 話： 0857-26-7564 / ファクシミリ： 0857-26-8117

E-mail： [sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp](mailto:sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp)